平塚市長 落合 克宏

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、提案書の提出を招請します。

## 1 業務の概要

- (1) 業務の名称 (仮称)平塚市学校給食基本構想・基本計画策定支援等業務委託
- (2) 業務の内容

中学校完全給食を新たに実施するにあたり、小学校給食も含め持続可能な今後の給食運営と給食施設の整備の方向性をまとめた(仮称)平塚市学校給食基本構想・基本計画の策定を支援するとともに、給食の実施に必要な各種調査、また調理場整備の事業手法に関する検討において、PFI導入可能性調査を実施するもの。

(3) 業務の履行期限 令和3年2月26日(金)

## 2 参加資格

次に掲げる資格を満たしている企業であること。

- (1) 平塚市契約規則(昭和39年平塚市規則第32号)第18条第1項及び第2項の規定 に該当しない者であること。
- (2) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(令和元年・2年度競争入札参加資格者名簿のコンサルに係る登録)

- (3) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (4) 公募日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及 び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (5) 平塚市暴力団排除条例(平成23年平塚市条例第9号)に定める暴力団員等、暴力団 経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第 2項の規定に違反しない者であること。

- (7) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法(平成 14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再 度「(2)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「(2)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (9) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手 続の開始決定がなされている者でないこと。
- (10) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- 3 提案書の提出者を選定するための基準
  - (1) 学校給食等に関連する計画策定、学校施設の調査、PFI導入可能性調査業務に関する また。 る実績の有無
- 4 提案書を特定するための基準
  - (1) 事業実績、担当者実績
  - (2) 取組方針
  - (3) 実施体制
  - (4) 事業内容
- 5 手続等
  - (1) 事業実施主管課名: 平塚市教育委員会 学校教育部 学校給食課
  - (2) プロポーザル実施要領等の交付期間及び交付方法

交付期間:令和元年12月26日(木)から令和2年1月14日(火)まで

交付方法: 平塚市のウェブサイトにて

(3) 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間:令和元年12月26日(木)から令和2年1月14日(火)12時まで

提出場所:〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

平塚市教育委員会 学校教育部 学校給食課まで

提出方法:持参又は郵送(必着)

(4) 提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間:令和2年1月16日(木)から令和2年2月5日(水)12時まで

提出場所:〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

平塚市教育委員会 学校教育部 学校給食課まで

提出方法:持参又は郵送(必着)

6 平塚市における令和元年・2年度競争入札参加資格者名簿のコンサルとして登録されてい ない者等の取扱い

提案参加表明書の提出時において、当該資格者名簿に登録されていない者の参加を認めない。

## 7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、平塚市契約規則の定めるところによる。ただし、国債、地方債、その他担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、過去10年間に本市、国又は他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約書作成の要否

作成を要する。

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意 契約により締結する予定の有無
  - ・有・無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
  - 5 手続等(1)と同じ。
- (6) 提案書に関するヒアリングの有無
  - ・有・無
- (7) この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することがある。
- (8) 詳細は実施要領等を参照のこと。